

Q & A

E T Cコーポレートカード関係

手数料、費用関係

1. コーポレートカードの手数料等の費用負担は、どうなっていますか？

A

- 1) 西日本高速道路（株）の取扱手数料として、カード貸与時や新規カード追加・入替等カード変更時に1枚につき617円（税込）及び年度替わりの4月1日に継続して使用するカードに対して1枚につき617円（税込）が徴収されます。
- 2) また、組合手数料として現在（平成26年4月1日）1月1枚あたり1,000円（税込）を徴収させて貰っています。

2. コーポレートカード磁気不良でカード更新した場合でも、手数料を負担するの？

A

- 1) 新規及び変更更新後に初めての使用時に磁気不良が発生した場合には、西日本高速道路（株）の手数料負担となるが、一度でも正規にカードが使用できた後に不良となった場合は、使用者の取扱ミスとみなされ手数料が請求されます。

コーポレートカードの発行、変更、返却関係

3. コーポレートカードの追加・入替時の新カードは、いつ手に入るの？

A

- 1) 平成26年4月現在では、届け出後7～10日位でお渡ししています。

4. コーポレートカード返却・追加発行と入替どう違うの？

A

- 1) カード作成期間、手数料に大差はないが、新カードが交付されるまでの間、新規入替車両に対して旧カードが継続して使用できるが、追加発行の場合、交付されるまで間、カードが無く、割引が貰えない。

5. カード返却車両に、再度カードを使用したい。再度追加発行（申請）できる？
（入替による返却の場合と廃車・高速利用減等による返却で取扱が異なる）

A

- 1) 入替のためカード返却車両は、何時でも追加発行・再入替車両としてカード発行が出来ます。
- 2) 廃車等自主的にカードを返却した場合には、旧カードの前歴関係で3ヶ月間、返却した車両にはカードが発行されません。

6. カードが紛失した。悪用の危険がある場合どうすればいい？

A

- 1) 早急に紛失届（様式10）を提出して下さい。組合から西日本高速道路（株）に連絡し、カードの使用を停止します。
- 2) 休日夜間の場合には、休日夜間用紛失届（様式15）を西日本高速道路（株）四国支社に直接ファクスすると共に組合にも同届をファクスして下さい。

7. 紛失カード、再発行できるの？

A

- 1) 紛失届提出から1ヶ月以内であれば、再発行が出来ます。
- 2) 1ヶ月が過ぎた場合、高速会社の事務処理のため3ヶ月以上経過した後に、追加発行が出来ます。

カード支払い保証関係

8. 支払保証、支払追加保証は、どうなっているの？

A

- 1) 原則、前年度の最高使用月額を3倍を支払保証額としています。
- 2) 金融保証は、1)の保証額からカード預り金（約1ヶ月分）を差し引いた額となります。
- 3) 但し、使用額が増加し、1ヶ月分の使用料が1)の保証額の半額を越える場合は、その月額の3倍との差額を追加保証して頂きます。また、2ヶ月合計の使用料が1)の保証額の65%を超えるときは2ヶ月合計の使用料に65%割り戻した額と1)の支払額との差額を追加保証して頂きます。

カード届出様式関係

9. カードの追加発行を受けるにはどの書類が必要ですか？

A

- 1) ETC コーポレートカード追加発行申込書(様式7)・車検証(写)・車載器セットアップ証明書(写)が必要です。

10. カードを受け取る時に書類が必要ですか？

A

- 1) ETC コーポレートカード受取書(様式3)が必要です。
- 2) 出先から受取に来られる場合等、先にカードをお渡しし、後で受取書を FAX いただく事も可能です。

11. 車両入替による申請書類はどれですか？

A

- 1) 登録車両入替届(様式16)・新しい車両の車検証(写)・車載器セットアップ証明書(写)が必要です。
- 2) オルセの確認後、新車両のカードが届くまで旧車両のカードが利用できます。

12. 入替の再発行カードを受け取り、旧カードを返却するまでの期限はありますか？

A

- 1) 「速やかに」とのことで特定の期間は設けていませんが、紛失等回避の観点からも差し替え完了後速めの返却をお願いします。
- 2) 遅くても新しいカードを受取後3週間以内には返却ください。
- 3) 新カードを使用した後は、旧カードは使用できません。

13. 車両は変わらず車両番号だけが変更になりました。どんな手続きが必要ですか？

A

- 1) 届出事項変更届(車両・車載器変更専用)(様式13-2)・車検証(写)・新しい車両番号を再セットアップした車載器セットアップ証明書(写)と ETC コーポレートカード再発行申込書(様式12)が必要です。
- 2) オルセの確認後、新しい車両番号のカードが届くまで旧カードを利用できます。

14. 車載器が故障したので新しい車載器に替えました。手続きが必要ですか？

A

- 1) 届出事項変更届(車両・車載器変更専用)(様式13-2)と車載器セットアップ証明書(写)が必要です。
- 2) オルセの確認後、引き続きカードを利用できます。
- 3) カード記載内容に変更がないので新カードの発行はありません。

15. 廃車、高速道路を利用しなくなった等、カードを返却する時の手続きは？

A

- 1) ETC コーポレートカード返却届(様式9)と返却カードを一緒に提出ください。
- 2) 返却カードの車両番号データが残るため3ヵ月間は新しいカードの発行はできません。
- 3) 計画的な返却をお願いします。

16. 住所・氏名が変更になった時に必要な書類は？

A

- 1) 届出事項変更届(車両・車載器変更を除く)(様式13-1)と登記簿謄本が必要です。
- 2) 電話番号・請求書の送付先・代表者名・その他の変更は届出事項変更届(車両・車載器変更を除く)(様式13-1)のみ、登記簿謄本は必要ありません。

17. カードの破損・磁気不良による再発行の手続きは？

A

- 3) ETC コーポレートカード再発行申込書(様式12)が必要です。
- 2) 仮カードの発行ができますので希望の場合は申込時、空欄に「仮カード必要」とご記入ください。
- 3) 仮カードの発行料は必要ありません。

18. カードを紛失、盗難に遭った可能性も…どうしたらいいですか？

A

- 1) ETC コーポレートカード紛失届(様式10)が必要です。
- 2) 盗難の場合は所轄警察署へ届出してください。
- 3) 後日、始末書・顛末書を提出ください。

19. 休日・夜間等に早急にカードの使用を停止したい時はどうしたらいいですか？

A

- 1) ETC コーポレートカード紛失届(休日及び夜間届出用)(様式15)を西日本高速道路(株)四国支社へ直接 FAX してください。
- 4) 同時に組合事務局にも FAX してください。翌営業日、折返し連絡いたします。

20. 紛失届を提出した後、カードが発見されました。どのようにすればいいですか？

A

- 1) ETC コーポレートカード発見届(様式11)を提出してください。
- 2) 所定の手続き後、発見カードを使用いただけます。

21. 紛失による再発行後、カードが発見されました。どのようにすればいいですか？

A

- 1) ETC コーポレートカード発見届(様式11)・ETC コーポレートカード返却届(様式9)と共に発見カードを返却してください。

22. ETC コーポレートカードの各種申請手続き方法は？

A

- 1) 各申請用紙に記入・押印のうえ、持参(本通)、郵送(本通)、FAXで申請できます。
- 2) 必ず控えを残していただき、FAX 申請におきましては本通の保存をお願いします。

23. カードを受け取りに行けません。郵送はできますか？

A

- 1) 郵送できます。
- 2) 郵送料はご負担いただき、請求書「その他」欄で請求します。

カード不正使用関係

24. 高速道路でのETCカード不正使用ってどんな違反があるの？

A

- 1) 組合には警告、違反組合員に対してカードの割引停止・利用停止となるもの
 - ・登録カード以外の車両でカードを使用したとき（車両不一致）
 - ・カード利用者以外の者にカードを利用させたとき
 - ・カードの利用有無に拘わらず不正な方法で通行料金の全部又は一部を免れ、免れようとしたとき
 - ・車両制限令に違反して走行したとき
 - ・日本高速道路（株）の利用約款に違反する行為をしたとき
 - ・カード利用者として不適当な行為をしたと高速会社が認めたとき
 - ・セットアップした車載器を正当に保有しないと判明したとき
 - ・高速会社に対する原因者負担金の債務を有することになり、かつ、その履行をしないとき
- 2) 組合全体に対するカードの割引停止・利用停止となるもの
 - ・虚偽の申告によりカードの貸与を受け、また、受けようとしたとき
 - ・1)の違反による割引停止・利用停止期間中に再度1)の違反をしたとき
 - ・組合全体で1)による違反で組合警告を2年間に3回受けたとき

25. ETCカード不正使用でどんな処分があるの？

A

- 1) 割引停止の場合、高速会社の裁量で違反組合員の貸与カードの一部若しくは全部が割引停止となります。
- 2) 利用停止の場合は、違反組合員の全貸与カードが利用停止となります。

26. 車両不一致で高速を走行した。どうなるの？

A

- 1) 車両不一致利用があった場合、高速道路会社から注意書が必ず組合に送付されます
- 2) 高速会社からの注意がある前に車両不一致が判明した場合、様式14により組合に報告下さい
- 3) 組合に報告が無く、高速会社からの不一致注意が続くと高速会社の判断で割引停止・利用停止にかかる勧告を受ける可能性があります
- 4) 車両不一致となった場合、早急に組合事務局に連絡下さい。そのまま放置しないで下さい。

工事等に伴う ETC レーンの閉鎖時の対応

27. ETC レーンが工事等で閉鎖されている場合は、どうすればいいのですか？

A

1) 入口 ETC レーン閉鎖の場合

- ・ 入口料金所では、一般レーンで通行券をお取り下さい。
- ・ 出口料金所では、一般レーンの係員に通行券と ETC カードをお渡し下さい。
- ・ ETC 特別割引及び ETC 時間帯割引については、お手数ですが、入口 ETC レーン閉鎖の旨を出口料金所の係員にお申し出下さい。お申し出がない場合は、割引が適用されませんので、ご注意下さい。

2) 出口 ETC レーン閉鎖の場合

- ・ 出口料金所では、一般レーンの係員に ETC カードを手渡して下さい。

高速道路を連続走行する場合の注意点

28. 日本高速道路と本四連絡道路を連続して走行するとき、本四連絡道路では割引率の高い ETC クレジット（マイレージ）カード、日本高速道路ではコーポレートカードにより走行したい、どうすればいいの？

A

1) ~~日本高速道路料金所から入り、本四連絡道路を通過して日本高速道路の料金所~~で出る場合

- ・ 入口料金所では、ETC レーンをコーポレートカードで入ります。（ETC システムによること）
- ・ 通過する本四連絡本線料金所では、一般レーンに入り、係員にコーポレートとクレジットの2枚のカードを提示して下さい。（係員から本四のクレジット割引料金証明書が手渡されます。）
- ・ 出口の日本高速道路料金所では、入口で使用のコーポレートカードにて ETC レーンを出ます。

2) 日本高速道路料金所の入口から入り、本四連絡道路の料金所

- ・ 入口料金所では、ETC レーンをコーポレートカードで入ります。（ETC システムによること）
- ・ 出口の本四連絡料金所では、一般レーンの係員にコーポレートとクレジットの2枚のカードを渡し、係員に本四はクレジットカードで清算する旨を申し出て下さい。

3) 本四連絡道路の料金所から入り、日本高速道路料金所

- ・ 入口料金所では、ETC レーンを ETC クレジットカードで入り、乗り継ぎとなる神戸西、鳴門、早島、坂出料金所では一旦高速から出て下さい。（ETC システムによること）
- ・ 再度、日本高速道路料金所の入口からコーポレートカードにより入り直して下さい。

4) 本四連絡道路の料金所から入り、本四連絡道路の神戸西、鳴門、早島、坂出本線料金所を通過した場合、割引率が不利益となります。

- ・ 本四連絡道路の料金所からクレジットカードで入り、本線料金所の ETC レーンを通過した場合は、継続して走行する日本高速道路高速料金がクレジットで清算され、割高となります。

- 本四連絡道路の料金所からクレジットカードで入り、本線料金所の一般レーンに入り係員に2枚のカードを提示した場合は、本四はクレジットで通常割引清算、日本高速道路はコーポレートカードで後納清算されますが、E T Cシステム利用とならないためE T C時間帯割引等が適用されません。